

## 隠岐広域連合広域計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 隠岐広域連合規約第5条に規定する広域計画を策定するため、隠岐広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査、審議を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、各種団体及び関係行政機関の代表者等の中から隠岐広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、広域計画の策定終了までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (謝金及び費用弁償)

第7条 委員会の委員に謝金及び費用弁償を支給する。

- 2 謝金の額は、予算の定めるところによる。
- 3 費用弁償の額及びその支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成11年隠岐広域連合条例第22号）の定めるところによる。

### (幹事会)

第8条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、隠岐広域連合を構成する団体の職員等のうちから広域連合長が委嘱する。

3 幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査、研究を行う。

(策定部会)

第9条 幹事会に、策定部会を置くことができる。

2 策定部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、隠岐広域連合事務局総務課が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。